

高齢者や障害者の外出支援(タクシー代助成)

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※実施は50市町村(92.6%)
 ※未実施は、瀬戸市、あま市、大治町、設楽町
 ※**ゴチック**は新規で、豊根村

市町村名	実施	内容			2014年度の助成実績
		高齢者	障がい者	要介護認定者	
合計	50	—	—	—	—
1 名古屋市	○	助成なし	・福祉タクシー利用券:身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度、身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度、精神障害者保健福祉手帳1級の人に、一乗車740円を上限として実際にかかった金額を助成。月8枚・年96枚を上限に交付。人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚。 ・リフト付タクシー利用券:身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方に、1乗車2,200円を上限として実際にかかった金額。月8枚・年96枚を上限に交付。人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚。※障害者福祉特別乗車券との選択制	助成なし	519,232,426円
2 豊橋市	○	・70歳から79歳:2千円の電車・バス回数乗車券とタクシー乗車券の選択 ・80歳以上:4千円の電車・バス回数乗車券とタクシー乗車券との選択(各券半額での組合せも可)	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ6歳以上70歳未満の方へ:電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布。 ・身体障害者手帳1～3級(下肢・体幹・視覚・内部障害)、療育手帳A～B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方へ:上記に加え、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車いす利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布。		高齢者 56,164,000円 障害者 41,221,250円
3 岡崎市	○	なし	身体障がい者手帳1級～3級・療育手帳A、B判定・精神手帳1、2級で自動車税の減免を受けていない者に18,000円のタクシー券を交付(身体障がい者1・2級で下肢・体幹・視覚障がいの者には24,000円)	なし	
4 一宮市	○	90歳以上	身体障がい者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神手帳3級以上	実施していない	53,525,100円

市町村名	実施	内容			2014年度の 助成実績	
		高齢者	障がい者	要介護認定者		
5	瀬戸市	×				
6	半田市	○	65歳以上で次の基準を満たす方・市民税非課税世帯の方・介護老人福祉施設及び有料老人ホームに入居していない方・介護保険の認定を受けた方で、障がい高齢者の日常生活自立度がAランク以上の方及び認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方。 ※初乗り運賃の9割相当を助成するタクシー券を交付(年24枚)。要介護認定4・5の方は、使用後に追加交付可(さらに年24枚)	身体1・2級、療育A、精神1級の方。 ※初乗り運賃の9割相当を助成するタクシー券を交付(年24枚)。身体1・2級の方で市民税非課税世帯の方は、使用後に追加交付可(さらに年24枚)	左記、高齢者が対象。	493人
7	春日井市	○		身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方に1枚630円分の利用券を月6枚 身体障がい者手帳1・2級(下肢機能障がいまたは体幹機能障がいに限る)に月4枚(1枚1,250円分)のリフト付タクシー利用券を助成		タクシー 34,199,000円 リフト付タクシー 2,074,000円
8	豊川市	○	実施していない。	1 豊川市福祉タクシー料金助成事業 対象:身体障害者手帳1・2級(身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1～3級)、療育手帳A判定またはB判定、精神手帳1・2級 助成内容:初乗料金の一部(500円)を助成(タクシー利用1回につき1枚使用可能、年間28枚配布) 2 豊川市重度障害者用福祉タクシー料金助成事業 対象:身体障害者手帳1または2級かつ療育手帳A判定で、ストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方 助成内容:年間60枚(60,000円分)配布(タクシー利用1回あたりの使用枚数の制限なし)	実施していない。	福祉タクシー 5,836,110円 重度障害者用福祉タクシー 517,440円
9	津島市	○	非該当	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症の方、タクシー利用1回につき500円以内を助成(年24枚)	非該当	3,559,330円
10	碧南市	○		基本料金額を助成する福祉タクシー利用助成券を交付し、枚数は1月あたり2枚とし、通院回数が多い(週1回以上)場合は、1月あたり4枚から8枚までを交付する。		301名

市町村名		実施	内容			2014年度の 助成実績
			高齢者	障がい者	要介護認定者	
11	刈谷市	○	※要介護認定者欄に記載	・福祉タクシー対象者:市内在住の身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B判定所持者、精神保健福祉手帳1・2級所持者のうち、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない人 助成内容:一般タクシー430円～700円、福祉タクシー小型2,310円～2,930円、中型2,680円～3,240円、大型2,980円～3,900円を上限とした利用券を1ヶ月につき3枚	・高齢者タクシー対象者:要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅の人 助成内容:当該タクシーの初乗運賃(最大700円)を上限とした利用券を1か月につき3枚・介護タクシー対象者:要介護1以上で、特殊車両(車いす昇降機・寝台付き車両)の必要な65歳以上の在宅の人 助成内容:定額(車種・地域ごと)の利用券を1か月につき3枚	福祉タクシー 1,621人 高齢者タクシー 164人 介護タクシー 246人
12	豊田市	○	介護保険の認定を受けている65歳以上の方で単身世帯又は世帯の構成者が次のいずれかに該当する方のみである在宅の方。16,000円相当/年(1乗車あたり乗車料金の半額まで)。介護保険の認定を受けている方、障がい者タクシー料金助成の対象者、満18歳未満の方。	市内に居住し、次に該当する者。1乗車あたり乗車料金の半額まで。身体1・2級、療育A判定、精神1級は16,000円相当/年、身体3級、療育B、精神2級は12,000円相当/年、下肢4級、視覚4～6級は4,000円相当/年。	高齢者と同じ	高齢者 9,911,400円 障がい者 41,721,800円
13	安城市	○			要介護1以上の人(障害者福祉タクシーを利用している人及び自動車税等減免を受けている人を除く。)が、医療機関や介護保険施設等へ通院、通所をするときに、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用すると料金の一部を助成している。タクシー料金と助成額との差額は本人の負担。	520人
14	西尾市	○	車を所有していない、75歳以上のひとり暮らし 1か月当たり500円の助成券を4枚交付	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級 助成内容:1か月当たり3枚初乗り運賃相当額のチケットを交付	認定要件なし	15,560,000円
15	蒲郡市	○	70歳以上(身分証明として蒲郡市の写真付きの住民基本台帳カードまたは後期高齢者医療保険者証の提示が必要) 運賃より3割引。年間100枚、乗降共に市内限定、利用可能業者2社。	身体1～3級、療育手帳A・B、精神1～2級所持者。初乗・迎車料金を助成(24回分)	なし	高齢者 14,524,370円
16	犬山市	○	85歳以上高齢者	身体障害1,2級、療育A、精神1級の手帳所持者で、自動車税の減免を受けていない人		高齢者 8,156,880円 障害者 3,329,300円
17	常滑市	○		身体1・2・3級(視覚、下肢、体幹)、療育A、精神1級の手帳所持。年24回基本料金について助成。		障害者 申請者147名、 利用回数1647回

市町村名		実施	内容			2014年度の 助成実績
			高齢者	障がい者	要介護認定者	
18	江南市	○	85歳	身体1.2級または下肢・体幹3級、療育A判定、精神1級の方などに基本料金を助成ずつ48枚つづりを1冊交付。	なし	高齢者 981人 障がい者 809人
19	小牧市	○	—	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方に、タクシー券(基本料金分)を年間48枚補助	小牧市に住所がありかつ居住する要介護3以上で居宅と医療機関又は在宅福祉サービス等の実施場所までの移動をリフト車もしくは寝台装着車により行った場合に1時間又は20kmを上限に利用料の1割分、1時間又は20キロを超える部分は自己負担となる。	
20	稲沢市	○	対象外	基本料金を助成(身体1～3級、知的A・B判定、精神1・2級)	対象外	13,311件
21	新城市	○	80歳以上独居、70歳以上のみの世帯で80歳以上※自家用車なし1回の乗車700円助成券使用、年間24枚まで	身体障害者1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害1～2級、1回の乗車700円助成券使用、年間24回(人口透折48回)まで	要介護4、5で自力歩行不可、ストレッチャー又は車いす使用1回の乗車1,250円助成券使用、年間24枚まで	高齢者 357人 障がい者 136人 認定者 40人
22	東海市	○		福祉タクシー: 身体障がい1・2級、又は3級で視覚、下肢、体幹機能障害のある方、療育手帳交付の方に年間24枚の助成券を交付(利用1回につき初乗り料金分) リフト付き福祉タクシー: 車椅子、リフト付き福祉タクシーを利用することが適当と認められる方に年間24枚の助成券を交付(利用1回につき初乗り料金分)	要介護3以上の65歳以上の方。年間24枚の助成券を交付(利用1回につき初乗り料金分)	障がい者福祉 6,491件 リフト付 1,426件 要介護 1,969件
23	大府市	○		身障手帳1.2級または療育手帳A判定所持者で、次のいずれかに該当する方。自動車税、軽自動車税の減免をうけていない、市人工透折通院費助成を受けていない、施設入所、入院していない方	要介護3・4・5の方にリフト付福祉タクシー助成券を交付。月に2枚(年間24枚、1回当たり3,670円。)	高齢者(認定者) 1,090件 3,945,790円 障害者 140人、1,446件
24	知多市	○	満75歳以上で要介護認定を受けている方	身体、知的、精神の各障害者手帳所持者	満75歳以上で要介護認定を受けている方	3,514枚
25	知立市	○	未実施		要介護認定1～5の方がリフト付タクシー等を利用する場合、一年度につき36回、一回の利用につき、3,000円を助成	要介護認定者 80人(実利用数)
26	尾張旭市	○	80歳以上に基本料金相当(500円限度)を24回分助成。	タクシーを利用する場合の基本料金(500円以内)を年間36回分助成。1.2級の身体障害者、重度・中度の知的障害(A・B判定)、1級の精神障害者(いずれも自動車税、軽自動車税の減免を受けている場合を除く)		高齢者 31,624件、15,606,000円 障害者 4,158件、2,155,000円
27	高浜市	○		身体1～3級 療育A・B 精神1～2級 基本料金とお迎え料金。自動車税、軽自動車税の減免を受けている場合を除く		2,189,460円

市町村名		実施	内容			2014年度の 助成実績
			高齢者	障がい者	要介護認定者	
28	岩倉市	○	市内在住の85歳以上	(対象者)①身体障害者手帳1・2級の人、②身体障害者手帳の内容に下肢、体幹または視覚の3級が記載されている人、③療育手帳A判定の人、④精神障害者保健福祉手帳1級 (助成内容)基本料金と送迎料金を月3回助成	在宅で要介護4.5	高齢者 4,723,830円 障害者 3,578,580円 リフトタクシー 325,205円
29	豊明市	○			非課税世帯	172人
30	日進市	○	実施していない	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方	実施していない	14,070 件、 11,085,560円
31	田原市	○	65歳以上のひとり暮らしこ	1・2級の下肢・体幹・視覚障がい者及び1級の内部障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者の方に500円券12枚を2回		高齢者 2,805人 障がい者 167人
32	愛西市	○	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を対象にタクシー初乗り運賃(運賃基本料金)及び送迎回送料金を助成する。(年間24枚)			交付枚数 36,072人 利用枚数 13,439枚 利用率37.3%
33	清須市	○	なし	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級。基本料金チケット120枚/年。※所得制限有。ガソリン助成と選択	なし	583人
34	北名古屋市	○	満85歳以上になられる在宅の方	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級で本人の市民税所得割額が16万円以下の者。年間、額面500円のチケットを48枚配布	なし	高齢者 697人 2,797,840円
35	弥富市	○		●心身障害者福祉タクシー料金助成事業● 【対象者】身体障がい者手帳1級～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方 ※施設入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。 【交付枚数】年間48枚 【助成額等】(利用可能枚数)一般タクシー:1回の乗車につき、2枚まで。リフト付タクシー:1回の乗車につき、1枚 (助成額)一般タクシー:1枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)及び迎車回送料金。2枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで。リフト付タクシー:車椅子1,500円、ストレッチャー2,000円	【弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事業】 (対象者) 市内に住所を有する在宅の方で、介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方 (助成内容) チケット(利用券)交付方式(利用券の交付枚数) 利用券の交付枚数は、年間24枚 (助成金の額) 利用券による助成金の額は、基本料金及び迎車回送料金に相当する額とする。	認定者 6,431枚 (4,372,260円)
36	みよし市	○		身体1～2級、療育A、精神1級。基本料金女性利用券(年間1冊36回分)を交付		261人
37	あま市	×				

市町村名		実施	内容			2014年度の 助成実績
			高齢者	障がい者	要介護認定者	
38	長久手市	○		身体1～3級、(3級は下肢・体幹のみ)、療育A・B、精神1～2級の方に年間52枚の助成券を交付。助成券1枚は上限650円までの助成をするもの		
39	東郷町	○	75歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上のみの世帯の方のうち、自家用車などの交通手段がなく、隣地等に自家用車を持つ親族がいない方で市町村民税非課税世帯に属する方を対象に、タクシー料金助成利用券(1回の利用限度額500円)を年間24枚まで交付。	身体障害1～3級、療育A、B判定及び精神障害1、2級の所持者。		高齢者:125冊、 助成額は 850,760円 障がい者:767 冊、助成額は 2,040,170円
40	豊山町	○			要介護認定者を対象に基本料金を補助	利用者数53人 675枚
41	大口町	○	80歳以上で非課税者、初乗り料金を助成するチケット24枚つづりを2冊まで交付	障がい部位が視覚・聴覚・肝臓機能、呼吸器・腎臓機能・下肢・体幹・移動機能1～2級、療育A、特定疾患医療受給者票保持者、かつ前年度の町県民税の所得が200万円未満	要介護認定者で非課税者、初乗り料金を助成するチケット24枚つづりを2冊まで交付	高齢者・認定者 539冊 6,449回
42	扶桑町	○	・1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金を相当する額を助成する。 ・満80歳以上の者で介護保険法の要介護者及び要支援者に該当すると認められた者は、1度に限りさらに利用回数が24回を超えない範囲で助成する。	(対象者) ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度が1級から4級の者 ・療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度がA又はBの者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級又は2級の者 (助成内容) ・1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金を相当する額を助成する。 ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度が1級から4級の者のうち、下肢障害、体幹障害及び視覚障害を有する者は、1度に限りさらに利用回数が24回を超えない範囲で助成する。	(対象者) 満40歳から満80歳未満の者で介護保険法の要介護者及び要支援者に該当すると認められた者。 (助成内容) 1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金を相当する額を助成する。	26,368回
43	大治町	×				
44	蟹江町	○	無	身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳A・B対象。初乗料金とお迎え料金を支給	無	発行件数 439件 利用枚数 5,397枚 助成金額 3,340,780円

市町村名		実施	内容			2014年度の 助成実績
			高齢者	障がい者	要介護認定者	
45	飛島村	○	独居、高齢者のみ世帯の高齢者 年間36枚の利用券を発行し乗車1回につき1枚の利用。利用上限は1,500円(迎車料金は別途助成)リフト付きタクシーの場合は初乗り運賃額を助成する。	身体1～3級、療育A・B、精神手帳交付者 ※助成内容は高齢者と同じ	要介護・要支援認定者。 ※助成内容は高齢者と同じ	
46	阿久比町	○	70歳以上の高齢者へ初乗り料金を助成。助成券は年間30枚。	身体1.2級。療育A・B。精神1.2級。初乗り料金、助成券年間30枚。		高齢者2,174人 16,456,580円 障がい者167人 863,820円
47	東浦町	○	なし	身体1.2級。療育A・B判定対象	要介護3以上高齢者。リフト付きタクシー(3,640円)24枚/年。	認定者111人 3,150,840円
48	南知多町	○		重度の身体・知的・精神障害者の方に基本料金補助券を年間24枚交付		交付数118人
49	美浜町	○	運転免許証を持っていない70歳以上の方	身体1・2級、療育A、精神1級の方	なし	高齢者 延べ1,875回 障がい者 延べ735回
50	武豊町	○	なし	身障手帳1～2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料金を助成	なし	1,346,305円
51	幸田町	○	なし	身障3級以上 療育B判定以上 精神2級以上	なし	
52	設楽町	※	記入なし			
53	東栄町	○		身体1～3級、療育A・B、精神1・2級	要介護認定1～5	申請者117人 タクシー 券864枚 助成額 2,412,020円
54	豊根村	○	65歳以上の交通弱者 村内及び近隣の医療機関(7か所)への通院に対し、1回につき440円～2300円(過疎地有償運送またはJR飯田線)を助成	肝臓機能障害による身体障害者手帳または特定疾病療養受療証及び精神手帳保持者		413件 541,200円